

学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の設置及び改廃等の
手続に関する規則

平成31年1月31日

役員会議決

東大規則第205号

沿革

(趣旨)

第1条 この規則は、[東京大学基本組織規則](#)（平成16年4月1日東大規則第1号）第21条第5項、第21条の3第5項及び第21条の4第5項の規定に基づき、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設（以下「研究施設」という。）の設置及び改廃等の手続に関し必要な事項を定める。

(設置の準備)

第2条 新たに研究施設を設置しようとするときは、必要に応じて設立準備委員会を設置し、方針等の審議を行うものとする。

2 前項の規定による設立準備委員会の設置は、東京大学における部局新設に係る設立準備委員会設置要綱（平成30年11月1日東大規則第21号）の定めるところによる。

(設置の申請)

第3条 研究施設を設置しようとするときは、総長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、前条の規定により設立準備委員会が設置される場合には当該委員会の委員長が、その他の場合には設置に係る理事、副学長又は部局長が行うものとする。

(設置の決定)

第4条 総長は、前条の設置申請について、学術推進支援室の意見を聴いた上で、役員会の議を経て、設置を決定するものとする。

(改組又は廃止の申請)

第5条 研究施設を改組又は廃止しようとするときは、総長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該研究施設の長が行うものとする。

(改組又は廃止の決定)

第6条 総長は、前条に定める改組又は廃止の申請について、学術推進支援室の意見を聴いた上で、役員会の議を経て、改組又は廃止を決定するものとする。

(点検・評価)

第7条 各研究施設は、各中期目標期間中に自己点検・評価を実施後、学術推進支援室による評価を受けるものとする。研究施設が改組又は廃止する場合も同様とする。ただし、全国共同利用施設においては、共同利用・共同研究拠点に係る評価の結果をもって学術推進支援室の評価に代えることができるものとする。

2 学術推進支援室は、前条の規定により意見を述べるときは、前項の評価の結果を踏まえて行うものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、研究施設の設置及び改廃等の手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年2月1日から施行する。

沿革

学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の設置及び改廃等の手続に関する規則

体系情報

□第2編 総務及び人事

▽ 第1章 総務

沿革情報

◆平成31年01月31日 役員会議決